

特許法施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正	現 行
13	15	15 第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であって、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「(【手数料の表示】)」の欄の上に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載する。	15 第27条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る出願であって、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「(【手数料の表示】)」の欄の上に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように国等以外のすべての者の持分の割合を記載する。
14	7	7 第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であって、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「7 補正の内容」の欄の次に「8 国以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「 / 」のように記載する。	7 第27条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る出願であって、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「7 補正の内容」の欄の次に「8 国等以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「 / 」のように記載する。
15の 2	8	8 第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であって、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「(【手数料の表示】)」の欄の上に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載する。	8 第27条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る出願であって、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「(【手数料の表示】)」の欄の上に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように国等以外のすべての者の持分の割合を記載する。
16		<u>【提出物件の目録】</u> <u>【物件名】  手続を受継する者の権限又は資格を証明する書面  1</u> <u>【物件名】  ( )</u>	<u>【提出物件の目録】</u> <u>【物件名】  新追行者の権限(資格)を証明する書面  1</u> <u>【物件名】  ( )</u>
1	1	1 「手続を受継する者の権限又は資格を証明する書面」は、法定代理人が受継の申立てををするときは「戸籍の謄本」及び「住民票」、破産管財人が受継の申立てををするときは「破産管財人であることを証明する書面」、管財人が受継の申立てををするときは「登記簿の謄本」のように新追行者の権限又は資格を証明する書面とする。	1 「新追行者の権限(資格)を証明する書面」は、法定代理人が受継の申立てををするときは「戸籍の謄本」及び「住民票」、破産管財人が受継の申立てををするときは「破産管財人であることを証明する書面」、管財人が受継の申立てををするときは「登記簿の謄本」のように新追行者の権限又は資格を証明する書面とする。
17		<u>6 添付書類の目録</u>	<u>6 添付書類の目録</u>



」の欄の次に「【手数料に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法第 195 条の 2 の規定による審査請求料の 1 / 2 軽減（免除）」、「大学等技術移転促進法第13条第 4 項の規定による審査請求料の 1 / 2 軽減」、「産業再生法第33 条の規定による審査請求料の 1 / 2 軽減」又は「産業技術力強化法第16条第 2 項第 1 号（第 2 号又は第 3 号）の規定による審査請求料の 1 / 2 軽減」のように審査請求人ごとに行を改めて記載する。第31条の 2 第 3 項の規定により産業技術力強化法第16条第 2 項第 4 号若しくは第 5 号又は第17条第 2 項の規定の適用を受けようとするときは「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【手数料に関する特記事項】」の欄を設けて、「産業技術力強化法第16条第 2 項第 4 号（第 5 号）の規定による審査請求料の 1 / 2 軽減。確認書の番号 第 号」又は「産業技術力強化法第17条第 2 項の規定による審査請求料の 1 / 2 軽減。確認書の番号 第 号」のように、確認書が交付されていないときに請求するときは「産業技術力強化法第17条第 2 項の規定による審査請求料軽減申請中」のように審査請求人ごとに行を改めて記載する。ただし、備考 5 により減免を受ける旨等を記載した場合には、記載するには及ばない。

の規定による審査請求料の 1/2軽減」又は「産業技術力強化法第16条第 2 項の規定による審査請求料の 1/2軽減」のように記載する。第31条の 2 第 3 項の規定により産業技術力強化法第17条第 2 項の規定の適用を受けようとするときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「（【手数料に関する特記事項】）」の欄を設けて、「産業技術力強化法第17条第 2 項の規定による審査請求料の 1 / 2 軽減。確認書の番号 第 号」のように記載し、確認書が交付されていないときに請求するときは「産業技術力強化法第17条第 2 項の規定による審査請求料軽減申請中」のように記載する。特許法第 195 条の 2 の規定の適用を受けようとするときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【手数料に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法第 195 条の 2 の規定による審査請求料の軽減」のように記載する。

56 6 6 第27条第 3 項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であって、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「6 特許法第67条第 2 項の政令で定める処分の内容」の欄の次に「7 国以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「 / 」のように記載する。

6 第27条第 3 項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る出願であって、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「6 特許法第 67 条第 2 項の政令で定める処分の内容」の欄の次に「7 国等以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「 / 」のように記載する。

61の 10 10 第27条第 3 項の規定により国と国以外の者の共有に係る審判であって、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【代理人】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて「 / 」のように全体の持分に対する国以外の者のすべての持分を記載する。

10 第27条第 3 項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る審判であって、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【代理人】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて「 / 」のように全体の持分に対する国等以外の者のすべての持分を記載する。

62 11 11 第27条第 3 項の規定により国以外の者の共有に係る審判であって、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「8 証拠方法」の欄の次に「9 国以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「 / 」のように記載する。

11 第27条第 3 項の規定により国等以外の者の共有に係る審判であって、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「8 証拠方法」の欄の次に「9 国等以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「 / 」のように記載する。

63の 2 2 第27条第 3 項の規定により国と国以外の者の共有に係る審判であって、国以

2 第27条第 3 項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る審判であって、

2 外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「6 請求の理由」の欄の次に「7 国以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「 / 」のように記載する。

69 5 5 特許印紙をはるときは、その上にその額を括弧をして記載する。特許法第107条第5項ただし書の規定により、現金により特許料を納したときは、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはる。

6 6 第69条第3項に規定する共有に係る権利であつて、国以外の各共有者ごとに特許料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額（以下この様式において単に「合算して得た額」という。）を納付するときは、国を含む者の共有に係る権利にあつては「【納付年分】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載し、減免を受ける者を含む者の共有に係る権利にあつては「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「産業技術力強化法第17条第1項の規定による特許料の1/2軽減。確認書の番号 第 号（ 持分 / ）」のように減免を受ける旨、出願人の氏名又は名称及びその者の持分の割合を減免を受ける者ごとに行を改めて記載するとともに、「【特許料等に関する特記事項】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許料の納付の割合 / 」のように合算して得た額と特許法第107条第1項に規定する特許料の金額の割合を記載する（備考4により「【その他】」の欄に名称変更届等を提出する旨を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。）。

7 7 第69条第4項の規定により大学等技術移転促進法第13条第3項、産業再生法第32条又は産業技術力強化法第16条第1項第1号から第3号までの規定の適用を受けようとするときは、「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「大学等技術移転促進法第13条第3項の規定による特許料の1/2軽減」、「産業再生法第32条の規定による特許料の1/2軽減」又は「産業技術力強化法第16条第1項第1号（第2号又は第3号）の規定による特許料の1/2軽減」のように特許出願人ごとに行を改めて記載する。第69条第5項の規定により産業技術力強化法第16条第1項第4号若しくは第5

国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「6 請求の理由」の欄の次に「7 国等以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「 / 」のように記載する。

5 特許印紙をはるときは、その上にその額を括弧をして記載する。特許法第107条第6項ただし書の規定により、現金により特許料を納したときは、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはる。

6 第69条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る出願であつて、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように国等以外のすべての者の持分の割合を記載する。

7 第69条第4項の規定により産業再生法第32条又は産業技術力強化法第16条第1項の規定の適用を受けようとするときは、「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「産業再生法第32条の規定による特許料の1/2軽減」又は「産業技術力強化法第16条第1項の規定による特許料の1/2軽減」のように記載する。第69条第5項の規定により産業技術力強化法第17条第1項の規定の適用を受けようとするときは、「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「産業技術力強化法第17条第1項の規定による特許料の1/2軽減。確認書の番号 第 号

		<p>号又は第17条第1項の規定の適用を受けようとするときは「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「産業技術力強化法第16条第1項第4号(第5号)の規定による特許料の1/2軽減。確認書の番号 第 号」又は「産業技術力強化法第17条第1項の規定による特許料の1/2軽減。確認書の番号 第 号」のように、確認書が交付されていないときに納付するときは「産業技術力強化法第17条第1項の規定による特許料軽減申請中」のように特許出願人ごとに行を改めて記載する。ただし、備考6により減免を受ける旨等を記載した場合には、記載するには及ばない。</p>	<p>」のように記載し、確認書が交付されていないときに請求するときは、「産業技術力強化法第17条第1項の規定による特許料軽減申請中」のように記載する。</p>
70	3	<p>3 第69条第3項の規定による共有に係る権利であつて、国及び大学等技術移転促進法第12条第1項の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)以外の各共有者ごとに特許料の金額にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額を納付するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように国及び認定事業者以外のすべての者の持分の割合を記載する。</p> <p>4 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から12まで、14及び22から25まで、様式第26の備考9並びに様式第69の備考2、3及び5と同様とする。この場合において、様式第26の備考9中「【特許出願人】」とあるのは「【納付者】」と、「特許出願人」とあるのは「納付者」と、様式第69の備考3中「【特許出願人】」とあるのは「【特許権者】」と、備考5中「特許法第107条第5項ただし書」とあるのは、「特許法第107条第5項ただし書及び第112条第3項ただし書」と読み替えるものとする。</p>	<p>3 第69条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る権利であつて、国等以外の者の持分の割合に乘じて得た額を納付するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように国等以外のすべての者の持分の割合を記載する。</p> <p>4 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から12まで、14及び22から25まで、様式第26の備考9並びに様式第69の備考2、3及び5と同様とする。この場合において、様式第26の備考9中「【特許出願人】」とあるのは「【納付者】」と、「特許出願人」とあるのは「納付者」と、様式第69の備考3中「【特許出願人】」とあるのは「【特許権者】」と、備考5中「特許法第107条第6項ただし書」とあるのは、「特許法第107条第6項ただし書及び第112条第3項ただし書」と読み替えるものとする。</p>
71	4	<p>4 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から12まで、14、16、18及び22から24まで、様式第4の備考4、様式第20の備考1及び5並びに様式第31の5の備考1と同様とする。</p>	<p>4 その他は、様式第2の備考1から3まで、10から14まで、16から19まで及び22から24まで並びに様式第4の備考2及び4と同様とする。</p>
72	3	<p>3 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から12まで、14、16、18及び22から24まで、様式第4の備考4、様式第20の備考1及び5並びに様式第31の5の備考1と同様とする。</p>	<p>3 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から20まで、22から24まで並びに様式第4の備考2及び4と同様とする。</p>

実用新案法施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正	現 行
1	5	<p>5 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下に出願手数料と登録料の合算額を括弧をして記載する。実用新案法第31条第5項ただし書及び第54条第7項ただし書の規定により、現金により出願手数料と登録料を納付したときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「（【納付書番号】）」とし、納付書番号を記載し、電子情報処理組織を使用して処理する場合における歳入関係事務の取扱いの特例に関する省令（昭和52年大蔵省令第43号。以下「歳入関係事務特例省令」という。）別紙第2号の2書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはる。この場合において、出願手数料及び登録料は、一の納付書を使用して納付しなければならず、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。</p> <p>25 第1条3項の規定により、産業活力再生特別措置法第30条の規定による特定研究成果に係る実用新案登録を受けようとする出願であるときは、「【納付年分】」の欄の次に「【国等の委託研究の成果に係る記載事項】」の欄を設けて「平成 年度 省、 委託研究、産業再生法第30条適用を受ける実用新案登録出願」のように記載する。</p> <p>26 第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、<u>国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するとき及び第21条第3項に規定する共有に係る出願のうち国を含む者の共有に係る出願であつて国以外の各共有者ごとに登録料の金額（減免を受ける者にあつてはその減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額（以下この様式において単に「合算して得た額」という。）を納付するときは</u>「【納付年分】」（備考25に該当する場合にあつては、「【国等の委託研究の成果に係る記載事項】」）の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように<u>国以外のすべての者の持分の割合</u>を記載する。</p> <p>27 第21条第3項に規定する共有に係る出願のうち減免を受ける者を含む者の共</p>	<p>5 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下に出願手数料と登録料の合算額を括弧をして記載する。実用新案法第31条第6項ただし書及び第54条第7項ただし書の規定により、現金により出願手数料と登録料を納付したときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「（【納付書番号】）」とし、納付書番号を記載し、電子情報処理組織を使用して処理する場合における歳入関係事務の取扱いの特例に関する省令（昭和52年大蔵省令第43号。以下「歳入関係事務特例省令」という。）別紙第2号の2書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはる。この場合において、出願手数料及び登録料は、一の納付書を使用して納付しなければならず、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。</p> <p>25 第1条3項の規定により、産業活力再生特別措置法（平成11年法律第131号。以下「産業再生法」という。）第30条の規定による特定研究成果に係る実用新案登録を受けようとする出願であるときは、「【納付年分】」の欄の次に「【国等の委託研究の成果に係る記載事項】」の欄を設けて「平成 年度 省、 委託研究、産業再生法第30条適用を受ける実用新案登録出願」のように記載する。</p> <p>26 第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条第3項及び第21条第3項の規定により<u>国等と国等以外</u>の者の共有に係る出願であつて、<u>国等以外</u>の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは「【納付年分】」（備考25に該当する場合にあつては、「【国等の委託研究の成果に係る記載事項】」）の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように<u>国等以外</u>のすべての者の持分の割合を記載する。</p>

有に係る出願であつて、合算して得た額を納付するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて「実用新案法第32条の2の規定による登録料の免除（ 持分の割合 / ））」のように減免を受ける旨、出願人の氏名又は名称及びその者の持分の割合を減免を受ける者ごとに行を改めて記載し、その記載の次に行を改めて「登録料の納付の割合 / 」のように合算して得た額と実用新案法第31条第1項に規定する登録料の金額の割合を記載する。

28 28 第21条第4項において準用する特許法施行規則第27条第2項の規定により実用新案法第26条において準用する特許法第73条第2項の定め又は民法（明治29年法律第89号）第256条第1項ただし書の契約を記載するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記載する（備考27により「【その他】」の欄に減免を受ける旨等を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。）。

29 29

30 30

31 31 第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条の4第1項の規定により、実用新案法第8条第1項の規定による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」（備考30に該当する場合にあつては、「【パリ条約による優先権等の主張】」）の欄の次に「【先の出願に基づく優先権主張】」の欄を設け、その欄に「【出願番号】」（先の出願が国際実用新案登録出願又は国際特許出願にあつては、「【出願番号】」を「【国際出願番号】」とする。）及び「【出願日】」を設けて、先の出願の番号（先の出願が国際実用新案登録出願又は国際特許出願にあつては、国際出願番号）及び年月日を記載する。ただし、先の出願の番号が通知されていないときは、「【出願日】」には「平成何年何月何日提出の実用新案登録願」のように先の出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、先の出願の願書に記載した整理番号を記載する。また、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように繰り返し設けて記載する。

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

27 第21条第4項において準用する特許法施行規則第27条第2項の規定により実用新案法第26条において準用する特許法第73条第2項の定め又は民法（明治29年法律第89号）第256条第1項ただし書の契約を記載するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記載する。

28

29

30 第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条の4第1項の規定により、実用新案法第8条第1項の規定による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」（備考29に該当する場合にあつては、「【パリ条約による優先権等の主張】」）の欄の次に「【先の出願に基づく優先権主張】」の欄を設け、その欄に「【出願番号】」（先の出願が国際実用新案登録出願又は国際特許出願にあつては、「【出願番号】」を「【国際出願番号】」とする。）及び「【出願日】」を設けて、先の出願の番号（先の出願が国際実用新案登録出願又は国際特許出願にあつては、国際出願番号）及び年月日を記載する。ただし、先の出願の番号が通知されていないときは、「【出願日】」には「平成何年何月何日提出の実用新案登録願」のように先の出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、先の出願の願書に記載した整理番号を記載する。また、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように繰り返し設けて記載する。

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】  
【先の出願に基づく優先権主張】  
【出願番号】  
【出願日】

32 32  
33 33  
34 34  
35 35  
36 36

37 37 第23条第4項において準用する特許法施行規則第31条第1項の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。」と記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する（備考39において同じ。）。

【物件名】  
【援用の表示】  
【物件名】  
【援用の表示】

38 38  
39 39

6 8 8 第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条第4項に規定する共有に係る出願であつて、国以外の各共有者ごとに実用新案技術評価の請求の手料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額（以下この様式において単に「合算して得た額」という。）を納付するときは、国を含む者の共有に係る出願にあつては「【代理人】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載し、減免を受ける者を含む者の共有

【出願日】  
【先の出願に基づく優先権主張】  
【出願番号】  
【出願日】

31  
32  
33  
34  
35

36 第23条第4項において準用する特許法施行規則第31条第1項の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。」と記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する（備考38において同じ。）。

【物件名】  
【援用の表示】  
【物件名】  
【援用の表示】

37  
38

8 第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る出願であつて、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【代理人】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように国等以外のすべての者の持分の割合を記載する。

に係る出願にあつては「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて「実用新案法第54条第10項の規定による実用新案技術評価請求料の1/2軽減（持分の割合 / ）」のように減免を受ける旨、出願人の氏名又は名称及びその者の持分の割合を減免を受ける者ごとに行を改めて記載し、その記載の次に行を改めて「手数料の納付の割合 / 」のように合算して得た額と実用新案法第54条第2項に規定する実用新案技術評価の請求の手数料の金額の割合を記載する。

9 9 実用新案法第54条第10項の規定の適用を受けようとするときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて「実用新案法第54条第10項の規定による実用新案技術評価請求料の1/2軽減（免除）」のように請求人ごとに行を改めて記載する。ただし、備考8により減免を受ける旨等を記載した場合には、記載するには及ばない。

10 10 その他は、様式第1の備考1から4まで、7、8、10、12、14、16、18、32、34から36まで、38及び39と同様とする。

8 14 14 第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「5 削除後の請求項の数」の欄の次に「6 国以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「 / 」のように記載する。

9 3 3 その他は、様式第1の備考1から4まで、7から12まで、14、18から20まで、32、34から36まで及び39と同様とする。

10 2 2 その他は、様式第1の備考1から5まで、7から28まで、32、34から36まで、38及び39と同様とする。

11 2 その他は、様式第1の備考1から4まで、7から12まで14、18から20まで、32、34から36まで及び39並びに様式第9の備考1及び2と同様とする。

12 5 その他は、様式第1の備考1から4まで、7から20まで、23、25から28まで、32、34から36まで及び39と同様とする。この場合において、様式第1の備考

9 その他は、様式第1の備考1から4まで、7、8、10、12、14、16、18、31、33から35まで、37及び38と同様とする。

14 第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る出願であつて、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「5 削除後の請求項の数」の欄の次に「6 国等以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「 / 」のように記載する。

3 その他は、様式第1の備考1から4まで、7から12まで、14、18から20まで、31、33から35まで及び38と同様とする。

2 その他は、様式第1の備考1から5まで、7から27まで、31、33から35まで、37及び38と同様とする。

2 その他は、様式第1の備考1から4まで、7から12まで14、18から20まで、31、33から35まで及び38並びに様式第9の備考1及び2と同様とする。

5 その他は、様式第1の備考1から4まで、7から20まで、23、25から27まで、31、33から35まで及び38と同様とする。この場合において、様式第1の備考

		27及び備考28中「(【手数料の表示】)」とあるのは、「【納付年分】」と読み替えるものとする。	27中「(【手数料の表示】)」とあるのは、「【納付年分】」と読み替えるものとする。
14	4	4 特許印紙をはるときは、その上にその額を括弧をして記載する。実用新案法第31条第5項ただし書又は第33条第3項ただし書の規定により、現金により登録料を納付したときは、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはる。	4 特許印紙をはるときは、その上にその額を括弧をして記載する。実用新案法第31条第6項ただし書又は第33条第3項ただし書の規定により、現金により登録料を納付したときは、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはる。
	6	6 <u>第21条第3項の規定による共有に係る権利であつて、国及び大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号)第12条第1項の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)以外の各共有者ごとに登録料の金額にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額を納付するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように国及び認定事業者以外のすべての者の持分の割合を記載する。</u>	6 <u>第21条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る権利であつて、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように国等以外の全ての者の持分の割合を記載する。</u>
	7	7 その他は、様式第1の備考1から4まで、7から10まで、14、 <u>32及び35</u> と同様とする。この場合において、様式第1の備考9中「【実用新案登録出願人】」とあるのは「【納付者】」と、「実用新案登録出願人」とあるのは「納付者」と読み替えるものとする。	7 その他は、様式第1の備考1から4まで、7から10まで、14、 <u>31及び34</u> と同様とする。この場合において、様式第1の備考9中「【実用新案登録出願人】」とあるのは「【納付者】」と、「実用新案登録出願人」とあるのは「納付者」と読み替えるものとする。
15	7	7 その他は、様式第1の備考1から4まで、7、8、10、12、14、18、 <u>32及び34から36まで並びに</u> 様式第6の備考5と同様とする。	7 その他は、様式第1の備考1から4まで、7、8、10、12、14、18、 <u>31及び33から35まで並びに</u> 様式第6の備考5と同様とする。

意匠法施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正	現 行
2	5	<p>5 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付したときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、電子情報処理組織を使用して処理する場合における歳入関係事務の取扱いの特例に関する省令（昭和52年大蔵省令第43号。以下「歳入関係事務特例省令」という。）別紙第2号の2書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはる。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。</p> <p>26 「（【手数料の表示】）」の欄は、<u>工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成2年通商産業省令第41号。以下「特例法施行規則」という。）</u>第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときには、「（【予納台帳番号】）」には予納台帳の番号を、「（【納付金額】）」には見込額から納付に充てる手数料の額（「円」、「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。</p> <p>27 第19条第2項において準用する特許法施行規則第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であって、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「（【代理人】）」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載する。</p> <p>29 第10条第1項の規定により、意匠を秘密にすることを請求する旨を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【秘密にすることを請求する期間】」の欄を設け、秘密にすることを請求する期間を記載する。この場合において、特例法施行規則第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは「【手数料の表示】」の欄の「【納付金額】」に見込額から納付に充てる出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料の合算額を記載し、意匠法第67条第6項ただし書の規</p>	<p>5 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。意匠法第67条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付したときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、電子情報処理組織を使用して処理する場合における歳入関係事務の取扱いの特例に関する省令（昭和52年大蔵省令第43号。以下「歳入関係事務特例省令」という。）別紙第2号の2書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはる。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。</p> <p>26 「（【手数料の表示】）」の欄は、<u>特例法施行規則第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときには</u>、「（【予納台帳番号】）」には予納台帳の番号を、「（【納付金額】）」には見込額から納付に充てる手数料の額（「円」、「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。</p> <p>27 第19条第2項において準用する特許法施行規則第27条第3項の規定により<u>国等と国等</u>以外の者の共有に係る出願であって、<u>国等</u>以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「（【代理人】）」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように<u>国等</u>以外のすべての者の持分の割合を記載する。</p> <p>29 第10条第1項の規定により、意匠を秘密にすることを請求する旨を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【秘密にすることを請求する期間】」の欄を設け、秘密にすることを請求する期間を記載する。この場合において、特例法施行規則第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは「【手数料の表示】」の欄の「【納付金額】」に見込額から納付に充てる出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料の合算額を記載し、意匠法第67条第7項ただし書の規定に</p>

		定により、現金により手数料を納付したときは、出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料は、一の納付書を使用して納付しなければならない。			より、現金により手数料を納付したときは、出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料は、一の納付書を使用して納付しなければならない。
38	38	第2条第5項の規定により、産業活力再生特別措置法第30条の規定による特定研究成果に係る意匠登録を受けようとする出願であるときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国等の委託研究の成果に係る意匠登録出願(平成 年度、 省、 委託研究、産業再生法第30条の適用を受けるもの)」のように記載する。(備考28により「【その他】」の欄に特許法第73条第2項の定め又は民法第256条第1項ただし書の契約の旨を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。)		38	第2条第5項の規定により、産業活力再生特別措置法(平成11年法律第131号)第30条の規定による特定研究成果に係る意匠登録を受けようとする出願であるときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国等の委託研究の成果に係る意匠登録出願(平成 年度、 省、 委託研究、産業再生法第30条の適用を受けるもの)」のように記載する。(備考28により「【その他】」の欄に特許法第73条第2項の定め又は民法第256条第1項ただし書の契約の旨を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。)
13	4	4 特許印紙をはるときは、その下にその額を括弧をして記載する。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付したときは、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済書(特許庁提出用)を別の用紙にはる。		4	4 特許印紙をはるときは、その下にその額を括弧をして記載する。意匠法第67条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付したときは、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済書(特許庁提出用)を別の用紙にはる。
14	13	13 「【手数料補正】」の欄は、手数料の補正をする場合に次の要領により記載する。 イ~ロ (略) 八 意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により不足手数料を納付したときは、「【補正対象書類名】」には「意匠登録願」、「期間延長請求書」、「手続補正書」、「出願人名義変更届」、「審判請求書」のように書類名を記載し、「【予納台帳番号】」を「【納付書番号】」とし、当該納付書番号を記載し、歳入関係事務特例省令別紙第2の2書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはる。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。		13	13 「【手数料補正】」の欄は、手数料の補正をする場合に次の要領により記載する。 イ~ロ (略) 八 意匠法第67条第7項ただし書の規定により、現金により不足手数料を納付したときは、「【補正対象書類名】」には「意匠登録願」、「期間延長請求書」、「手続補正書」、「出願人名義変更届」、「審判請求書」のように書類名を記載し、「【予納台帳番号】」を「【納付書番号】」とし、当該納付書番号を記載し、歳入関係事務特例省令別紙第2の2書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはる。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。
16	1	1 特許印紙をはるときは、不足手数料の額とし、特許印紙の下にその額を括弧をして記載をする。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により不足手数料を納付したときは、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはる。		1	1 特許印紙をはるときは、不足手数料の額とし、特許印紙の下にその額を括弧をして記載をする。意匠法第67条第7項ただし書の規定により、現金により不足手数料を納付したときは、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはる。

18	15	<p>15 特許印紙をはるときは、その上にその額を括弧をして記載する。意匠法第42条第5項ただし書の規定により、現金により特許料を納したときは、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはる。</p> <p>17 第18条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であって、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載する。</p>	<p>15 特許印紙をはるときは、その上にその額を括弧をして記載する。意匠法第42条第6項ただし書の規定により、現金により特許料を納したときは、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはる。</p> <p>17 第18条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る出願であって、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように国等以外のすべての者の持分の割合を記載する。</p>
19	3	<p>3 第18条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る権利であって、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載する。</p> <p>4 その他は、様式第18の備考1から4まで、6から12まで、15、16及び18と同様とする。この場合において備考11中「【意匠登録出願人】」とあるのは「【意匠権者】」と、備考15中「意匠法第42条第5項」とあるのは「意匠法第42条第5項ただし書又は意匠法第44条第3項」と読み替えるものとする。</p>	<p>3 第18条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る権利であって、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように国等以外のすべての者の持分の割合を記載する。</p> <p>4 その他は、様式第18の備考1から4まで、6から12まで、15、16及び18と同様とする。この場合において備考11中「【意匠登録出願人】」とあるのは「【意匠権者】」と、備考15中「意匠法第42条第6項」とあるのは「意匠法第42条第6項ただし書又は意匠法第44条第3項」と読み替えるものとする。</p>

商標法施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正	現 行
2	5	<p>5 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付したときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、電子情報処理組織を使用して処理する場合における歳入関係事務の取扱いの特例に関する省令（昭和52年大蔵省令第43号。以下「歳入関係事務特例省令」という。）別紙第2号の2書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはる。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。</p> <p>28 「（【手数料の表示】）」の欄は、<u>工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成2年通商産業省令第41号。以下「特例法施行規則」という。）</u>第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときに限り、「（【予納台帳番号】）」には予納台帳の番号を、「（【納付金額】）」には見込額から納付に充てる手数料の額（「円」、「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。</p> <p>29 第22条第4項において準用する特許法施行規則第27条第3項の規定により<u>国と国以外の者の共有に係る出願</u>であって、<u>国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは</u>、「【代理人】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように<u>国以外のすべての者の持分の割合</u>を記載する。</p>	<p>5 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。商標法第76条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付したときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、電子情報処理組織を使用して処理する場合における歳入関係事務の取扱いの特例に関する省令（昭和52年大蔵省令第43号。以下「歳入関係事務特例省令」という。）別紙第2号の2書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはる。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。</p> <p>28 「（【手数料の表示】）」の欄は、<u>特例法施行規則第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときに限り</u>、「（【予納台帳番号】）」には予納台帳の番号を、「（【納付金額】）」には見込額から納付に充てる手数料の額（「円」、「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記載する。</p> <p>29 第22条第4項において準用する特許法施行規則第27条第3項の規定により<u>国等と国等以外の者の共有に係る出願</u>であって、<u>国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは</u>、「【代理人】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように<u>国等以外のすべての者の持分の割合</u>を記載する。</p> <p>3 商標法第13条第2項において準用する特許法第34条第5項の規定により届出をするときは、特許印紙は不要とする。その他の場合において、特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧して記載する。商標法第76条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付したときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」とし、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証（特許庁</p>
11	3	<p>3 商標法第13条第2項において準用する特許法第34条第5項の規定により届出をするときは、特許印紙は不要とする。その他の場合において、特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧して記載する。商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付したときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」とし、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証（特許庁</p>	<p>3 商標法第13条第2項において準用する特許法第34条第5項の規定により届出をするときは、特許印紙は不要とする。その他の場合において、特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧して記載する。商標法第76条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付したときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」とし、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証（特許庁</p>

		提出用)を別の用紙にはる。この場合において、「(【納付金額】)」の欄は設けるには及ばない。また、備考14及び15に該当する場合にあつては、2以上の届出について納付すべき手数料を納付するときは一の納付書を使用して納付しなければならない。	提出用)を別の用紙にはる。この場合において、「(【納付金額】)」の欄は設けるには及ばない。また、備考14及び15に該当する場合にあつては、2以上の届出について納付すべき手数料を納付するときは一の納付書を使用して納付しなければならない。
12	5	5 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。商標法第40条第6項ただし書若しくは第43条第4項ただし書又は工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令(平成8年通商産業省令第64号。以下「現金手続省令」という。)第1条第2項の規定により、現金により登録料を納付したときは、「(【登録料の表示】)」の欄の「(【予納台帳番号】)」を「【納付書番号】」とし、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはる。この場合において「(【納付金額】)」の欄は設けるには及ばない。	5 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。商標法第40条第7項ただし書若しくは第43条第4項ただし書又は工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令(平成8年通商産業省令第64号。以下「現金手続省令」という。)第1条第2項の規定により、現金により登録料を納付したときは、「(【登録料の表示】)」の欄の「(【予納台帳番号】)」を「【納付書番号】」とし、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはる。この場合において「(【納付金額】)」の欄は設けるには及ばない。
	20	20 第18条第3項の規定により <u>国と国</u> 以外の者の共有に係る権利であつて、 <u>国</u> 以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときには、「(【納付の表示】)」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように <u>国</u> 以外のすべての者の持分の割合を記載する。	20 第18条第3項の規定により <u>国等と国等</u> 以外の者の共有に係る権利であつて、 <u>国等</u> 以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときには、「(【納付の表示】)」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように <u>国等</u> 以外のすべての者の持分の割合を記載する。
15	5	5 第22条第4項において準用する特許法施行規則第27条第3項の規定により <u>国</u> 以外の者の共有に係る審判であつて、 <u>国</u> 以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「7 証拠方法」の欄の次に「8 <u>国</u> 以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「 / 」のように記載する。	5 第22条第4項において準用する特許法施行規則第27条第3項の規定により <u>国等</u> 以外の者の共有に係る審判であつて、 <u>国等</u> 以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「7 証拠方法」の欄の次に「8 <u>国等</u> 以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「 / 」のように記載する。
15の 2	12	12 商品及び役務の区分の数を増加する補正をする場合において、特許法等関係手数料令(昭和35年政令第20号。以下「手数料令」という。)第4条第2項の表第1号の下欄に掲げる1の区分につき納付すべき手数料の額の特許印紙をはるときは、左上余白にはるものとし、その下に特許印紙の額を括弧をして記載する。商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付したときは、「(【手数料の表示】)」の欄の「(【予納台帳番号】)」を「【納付書番号】」とし、当該納付書の番号を記載し、歳入関係事務特例省令別紙第2の2書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはる。この場合において、「(【納付金額】)」の欄は設けるには及ばない。また、手数料の補正を併	12 商品及び役務の区分の数を増加する補正をする場合において、特許法等関係手数料令(昭和35年政令第20号。以下「手数料令」という。)第4条第2項の表第1号の下欄に掲げる1の区分につき納付すべき手数料の額の特許印紙をはるときは、左上余白にはるものとし、その下に特許印紙の額を括弧をして記載する。商標法第76条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付したときは、「(【手数料の表示】)」の欄の「(【予納台帳番号】)」を「【納付書番号】」とし、当該納付書の番号を記載し、歳入関係事務特例省令別紙第2の2書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはる。この場合において、「(【納付金額】)」の欄は設けるには及ばない。また、手数料の補正を併

	<p>せてするときは、一の納付書を使用して納付しなければならない。</p> <p>13 「【手数料補正】」の欄は、手数料の補正をする場合（備考12及び14に該当するときを除く。）に次の要領により記載する。</p> <p>イ～ロ（略）</p> <p>ハ 商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により不足手数料を納付するときは、「【補正対象書類名】」には「商標登録願」、「期間延長請求書」、「手続補正書」、「出願人名義変更届」、「審判請求書」のように書類名を記載し、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」とし、当該納付書の番号を記載し、歳入関係事務特例省令別紙第2の2書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはる。この場合において、「（【納付金額】）」の欄は設けるには及ばない。なお、商品及び役務の区分の数を増加する補正を併せてするときは、一の納付書を使用して納付しなければならない。</p>	<p>てするときは、一の納付書を使用して納付しなければならない。</p> <p>13 「【手数料補正】」の欄は、手数料の補正をする場合（備考12及び14に該当するときを除く。）に次の要領により記載する。</p> <p>イ～ロ（略）</p> <p>ハ 商標法第76条第7項ただし書の規定により、現金により不足手数料を納付するときは、「【補正対象書類名】」には「商標登録願」、「期間延長請求書」、「手続補正書」、「出願人名義変更届」、「審判請求書」のように書類名を記載し、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」とし、当該納付書の番号を記載し、歳入関係事務特例省令別紙第2の2書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはる。この場合において、「（【納付金額】）」の欄は設けるには及ばない。なお、商品及び役務の区分の数を増加する補正を併せてするときは、一の納付書を使用して納付しなければならない。</p>
17	<p>9 特許印紙をはるときは、その上にその額を括弧をして記載する。商標法第40条第6項ただし書又は現金手続省令第1条第2項の規定により、現金により登録料を納付したときは、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはる。</p>	<p>9 特許印紙をはるときは、その上にその額を括弧をして記載する。商標法第40条第7項ただし書又は現金手続省令第1条第2項の規定により、現金により登録料を納付したときは、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはる。</p>
10	<p>10 第18条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であって、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「（【納付の表示】）」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載する。</p>	<p>10 第18条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る出願であって、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「（【納付の表示】）」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように国等以外のすべての者の持分の割合を記載する。</p>
18	<p>1 第18条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る権利であって、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付者】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載する。</p> <p>2 その他は、様式第12の備考1から4まで、8から10まで、13、17及び22並びに様式第17の備考3、4、5及び9と同様とする。この場合において、様式第12の備考10中「【更新登録申請人】」とあるのは「【納付者】」と、「更新登録出願人」とあるのは「納付者」と、様式第17の備考5中「【商標登録出願人】」とあるのは「【商標権者】」と、備考9中「商標法第40条第6項ただし</p>	<p>1 第18条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る権利であって、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付者】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように国等以外のすべての者の持分の割合を記載する。</p> <p>2 その他は、様式第12の備考1から4まで、8から10まで、13、17及び22並びに様式第17の備考3、4、5及び9と同様とする。この場合において、様式第12の備考10中「【更新登録申請人】」とあるのは「【納付者】」と、「更新登録出願人」とあるのは「納付者」と、様式第17の備考5中「【商標登録出願人】」とあるのは「【商標権者】」と、備考9中「商標法第40条第7項ただし書</p>

		<p>書」とあるのは「商標法第40条第6項ただし書若しくは商標法第43条第4項ただし書」と読み替えるものとする。</p> <p>2 第18条第3項の規定により<u>国と国</u>以外の者の共有に係る出願であって、<u>国</u>以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付者】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように<u>国</u>以外のすべての者の持分の割合を記載する。</p>	<p>」とあるのは「商標法第40条第7項ただし書若しくは商標法第43条第4項ただし書」と読み替えるものとする。</p> <p>2 第18条第3項の規定により<u>国等と国等</u>以外の者の共有に係る出願であって、<u>国等</u>以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付者】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように<u>国等</u>以外のすべての者の持分の割合を記載する。</p>
--	--	---	--

特例法施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正	現 行
4	2	2 その他は様式第1の備考1から3まで、5、 <u>13</u> から19まで並びに様式第2の備考1から3までと同様とする。	2 その他は、様式第1の備考1から3まで、5、 <u>9、13、14及び16</u> から19まで並びに様式第2の備考1から3まで <u>及び5</u> と同様とする。
9	21	21 特許法施行規則第27条第3項の規定により <u>国と国</u> 以外の者の共有に係る出願であって、 <u>国</u> 以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【手数料の表示】」の欄の上に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように <u>国</u> 以外のすべての者の持分の割合を記録する。	21 特許法施行規則第27条第3項の規定により <u>国等と国等</u> 以外の者の共有に係る出願であって、 <u>国等</u> 以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【手数料の表示】」の欄の上に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように <u>国等</u> 以外のすべての者の持分の割合を記録する。
	22	22 特許法施行規則第27条第2項の規定により特許法第73条第2項の定め又は民法第256条第1項ただし書の契約を記録するときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記録する。	22 特許法施行規則第27条第2項の規定により特許法第73条第2項の定め又は民法（ <u>明治29年法律第89号</u> ）第256条第1項ただし書の契約を記録するときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記録する。
11	20	20 「【手数料の表示】」の欄は、第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる手数料の額（「円」「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記録する。 <u>意匠法第67条第6項</u> ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合において、電子情報処理組織を使用して特定手続を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【納付書番号】」とし、 <u>歳入関係事務特例省令別紙第2号</u> の2書式に定める納付書番号を記録する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。	20 「【手数料の表示】」の欄は、第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる手数料の額（「円」「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記録する。 <u>意匠法第67条第7項</u> ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合において、電子情報処理組織を使用して特定手続を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【納付書番号】」とし、 <u>歳入関係事務特例省令別紙第2号</u> の2書式に定める納付書番号を記録する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。
	21	21 旧意匠法施行規則第28条第2項において準用する特許法施行規則第27条第1項の規定により特許法第73条第2項の定め又は民法第256条第1項ただし書の契約を記録するときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記録する。	21 旧意匠法施行規則第28条第2項において準用する特許法施行規則第27条第1項の規定により特許法第73条第2項の定め又は民法（ <u>明治29年法律第89号</u> ）第256条第1項ただし書の契約を記録するときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記録する。

27 27 意匠法施行規則第10条第1項の規定により、意匠を秘密にすることを請求する旨を願書に記録してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは「【代理人】」の欄の次に「【秘密にすることを請求する期間】」の欄を設け、秘密にすることを請求する期間を記録する。この場合において、第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは「【手数料の表示】」の欄の「（【納付金額】）」に見込額から納付に充てる出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料の合算額を記録し、意匠法第67条第6項ただし書きの規定により、現金により手数料を納付したときは、出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料は、一の納付書を使用して納付しなければならない。

16 1 1 「【手数料の表示】」の欄は、法第11条に規定する縦覧をする場合及び特許法等関係手数料令（昭和35年政令第20号）第5条第2項に規定する閲覧をする場合には記録するに及ばない。

19 6 6 特許法施行規則第69条第3項に規定する共有に係る権利であって、国以外の各共有者ごとに特許料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額（以下この様式において単に「合算して得た額」という。）を納付するときは、国を含む者の共有に係る権利にあつては「【納付年分】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように国以外のすべての者の持分の割合を記録し、減免を受ける者を含む者の共有に係る権利にあつては「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「産業技術力強化法第17条第1項の規定による特許料の1 / 2 軽減。確認書の番号 第 号（ 持分 / ）」のように減免を受ける旨、出願人の氏名又は名称及びその者の持分の割合を減免を受ける者ごとに行を改めて記録するとともに、「【特許料等に関する特記事項】」の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許料の納付の割合 / 」のように合算して得た額と特許法第107条第1項に規定する特許料の金額の割合を記録する（備考5により「【その他】」の欄に名称変更届等を提出する旨を記録したときは、その記録の次に行を改めて記録する。）。

27 27 意匠法施行規則第10条第1項の規定により、意匠を秘密にすることを請求する旨を願書に記録してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは「【代理人】」の欄の次に「【秘密にすることを請求する期間】」の欄を設け、秘密にすることを請求する期間を記録する。この場合において、第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは「【手数料の表示】」の欄の「（【納付金額】）」に見込額から納付に充てる出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料の合算額を記録し、意匠法第67条第7項ただし書きの規定により、現金により手数料を納付したときは、出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料は、一の納付書を使用して納付しなければならない。

1 1 「【手数料の表示】」の欄は、法第11条に規定する縦覧をする場合には記録するに及ばない。

6 6 特許法施行規則第69条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る出願であつて、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように国等以外のすべての者の持分の割合を記録する。

7	<p>7 特許法施行規則第69条第4項の規定により大学等技術移転促進法第13条第3項、産業活力再生特別措置法（平成11年法律第131号）第32条又は産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第16条第1項第1号から第3号までの規定の適用を受けようとするときは、「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「大学等技術移転促進法第13条第3項の規定による特許料の1/2軽減」、「産業再生法第32条の規定による特許料の1/2軽減」又は「産業技術力強化法第16条第1項第1号（第2号又は第3号）の規定による特許料の1/2軽減」のように特許出願人ごとに行を改めて記録する。第69条第5項の規定により産業技術力強化法第16条第1項第4号若しくは第5号又は第17条第1項の規定の適用を受けようとするときは「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「産業技術力強化法第16条第1項第4号（第5号）の規定による特許料の1/2軽減。確認書の番号 第 号」又は「産業技術力強化法第17条第1項の規定による特許料の1/2軽減。確認書の番号 第 号」のように、確認書が交付されていないときに申出をするときは「産業技術力強化法第17条第1項の規定による特許料軽減申請中」のように特許出願人ごとに行を改めて記録する。ただし、備考6により減免を受ける旨等を記録した場合には、記録するには及ばない。</p>	<p>7 特許法施行規則第69条第4項の規定により産業再生法第32条又は産業技術力強化法第16条第1項の規定の適用を受けようとするときは、「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「産業再生法第32条の規定による特許料の1/2軽減」又は「産業技術力強化法第16条第1項の規定による特許料の1/2軽減」のように記録する。特許法施行規則第69条第5項の規定により産業技術力強化法第17条第1項の規定の適用を受けようとするときは、「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「産業技術力強化法第17条第1項の規定による特許料の1/2軽減。確認書の番号 第 号」のように記載し、確認書が交付されていないときに請求するときは、「産業技術力強化法第17条第1項の規定による特許料軽減申請中」のように記録する。</p>
20	<p>3 特許法施行規則第69条第3項の規定による共有に係る権利であって、国及び大学等技術移転促進法第12条第1項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）以外の各共有者ごとに特許料の金額にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額を納付するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように国及び認定事業者以外のすべての者の持分の割合を記録する。</p>	<p>3 特許法施行規則第69条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る権利であって、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように国等以外のすべての者の持分の割合を記録する。</p>
21	<p>2 実用新案法施行規則第21条第3項の規定による共有に係る権利であって、国及び認定事業者以外の各共有者ごとに登録料の金額にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額を納付するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように国及び認定事業者以外のすべての者の持分の割合を記録する。</p>	<p>2 実用新案法施行規則第21条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る権利であって、国等以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように国等以外のすべての者の持分の割合を記録する。</p>
22	<p>2 意匠法施行規則第18条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願</p>	<p>2 意匠法施行規則第18条第3項の規定により国等と国等以外の者の共有に係る</p>



二 商標権存続期間更新登録の申請のものについては、「【事件の表示】」を「【商標登録番号】」とし「商標登録第 号」のように登録の番号を記載する。

6 6 特許法第195条第8項ただし書、実用新案法第31条第5項ただし書若しくは第54条第7項ただし書、意匠法第67条第6項ただし書又は商標法第76条第6項ただし書の規定により、特定手続に係る手数料等を現金により納付したときは、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはる。

33 3 3 「提出物件の目録」の欄には、磁気ディスク（第19条第1項第10号に掲げる磁気ディスクを除く。）の枚数、磁気ディスクに記録した手続の書類名を記載するとともに、「通」のようにその数を記載する。2枚以上の磁気ディスクを提出するときは、磁気ディスクごとに磁気ディスクの整理番号、記録した手続の書類名も記載するとともに、「通」のようにその数を記載する。また、特許法第107条第5項ただし書、第112条第3項ただし書若しくは第195条第8項ただし書、実用新案法第31条第5項ただし書、第33条第3項ただし書若しくは第54条第7項ただし書、意匠法第42条第5項ただし書、第44条第3項ただし書若しくは第67条第6項ただし書又は商標法第40条第6項ただし書、第43条第4項ただし書若しくは第76条第6項ただし書の規定により、特定手続等に係る手数料等を現金により納付したときは、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはり、その左上余白部分に特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願又は書換登録の申請に際して添付する書面にあつては、願書又は申請書の「【整理番号】」の欄に記録した整理番号と同一の整理番号を、その他の手続に際して添付する書面にあつては、出願番号（出願番号の通知前のものについては、「平成何年何月何日提出の特許願、整理番号」のように記載する。）を記載する。第29条の規定により磁気ディスクに第19条第1項第10号に掲げる磁気ディスクを添付するときは、「配列表に関するコードデータを記録した磁気ディスク」、「陳述書」及び「磁気ディスクの記録形式等の情報を記載した書面」の物件名は記載せず、当該物件名は、第19条第2項の規定により添付する特許法施行規則様式第22により作成した物件提出書の「【提出する物件】」の欄に記載する。

二 商標権存続期間更新登録の申請のものについては、「【出願番号】」を「【商標登録番号】」とし「商標登録第 号」のように登録の番号を記載する。

6 特許法第195条第8項ただし書、実用新案法第31条第6項ただし書若しくは第54条第7項ただし書、意匠法第67条第7項ただし書又は商標法第76条第7項ただし書の規定により、特定手続に係る手数料等を現金により納付したときは、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはる。

3 「提出物件の目録」の欄には、磁気ディスク（第19条第1項第10号に掲げる磁気ディスクを除く。）の枚数、磁気ディスクに記録した手続の書類名を記載するとともに、「通」のようにその数を記載する。2枚以上の磁気ディスクを提出するときは、磁気ディスクごとに磁気ディスクの整理番号、記録した手続の書類名も記載するとともに、「通」のようにその数を記載する。また、特許法第107条第6項ただし書、第112条第3項ただし書若しくは第195条第8項ただし書、実用新案法第31条第6項ただし書、第33条第3項ただし書若しくは第54条第7項ただし書、意匠法第42条第6項ただし書、第44条第3項ただし書若しくは第67条第7項ただし書又は商標法第40条第7項ただし書、第43条第4項ただし書若しくは第76条第7項ただし書の規定により、特定手続等に係る手数料等を現金により納付したときは、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはり、その左上余白部分に特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願又は書換登録の申請に際して添付する書面にあつては、願書又は申請書の「【整理番号】」の欄に記録した整理番号と同一の整理番号を、その他の手続に際して添付する書面にあつては、出願番号（出願番号の通知前のものについては、「平成何年何月何日提出の特許願、整理番号」のように記載する。）を記載する。第29条の規定により磁気ディスクに第19条第1項第10号に掲げる磁気ディスクを添付するときは、「配列表に関するコードデータを記録した磁気ディスク」、「陳述書」及び「磁気ディスクの記録形式等の情報を記載した書面」の物件名は記載せず、当該物件名は、第19条第2項の規定により添付する特許法施行規則様式第22により作成した物件提出書の「【提出する物件】」の欄に記載する。

